

米国・韓国の E T V プログラムの概要

1. 米国の E T V プログラムの概要

(1) 目的

ETV (Environmental Technology Verification) プログラムは、各種の環境技術を普及させるため、環境技術の性能を第三者機関が実証し、その結果を提供するもの

ETV プログラムにより、環境技術のユーザーは環境技術についての信頼できるデータを得ることで、適切な環境技術を選択、導入できるようになる。また、地方政府は、このデータを利用して環境規制における許認可を適切に行うことができるようになる。

また、環境技術の開発者、販売者の側は、このデータによって環境技術のマーケティングがしやすくなる。

あくまでも個々の環境技術についての客観的なデータの提供であり、環境技術の認証や推薦を行うものではない。

(2) 経緯

1995年に5年間のパイロットプログラムとしてスタートし、その後本格フェーズに移行してきた。

現在は、大気汚染制御、温室効果ガス、飲料水、水質維持、先進的モニタリング、建築物汚染除去、汚染防止の7分野について実施している。

2003年2月までに、194の技術(モニタリング95,大気関係技術47、水関係技術32、汚染防止技術20)が実証された。また、72の実証プロトコルが作成されている。

(3) 実証方法

ETVプログラムの運営は、EPAとETVテクノロジーセンター(非営利・民間の研究機関等である協力機関に設置)が共同で行っている。

技術実証の大まかな流れは以下のとおり。(対象技術分野、ETVテクノロジーセンターにより、若干の違いあり。)

1) 実証対象技術群の決定

技術の開発者、地方政府の担当者、環境関連団体、業界団体、大学の研究者等の代表からなるステークホルダーグループが出席するミーティングを開催し、実証の対象となる技術群を推薦し、EPAとテクノロジーセンターが最終決定する。

2) 技術の実証プロトコル、テストプランの決定

ETVテクノロジーセンターが実証試験の方法を定めたプロトコル、テストプランのドラフトを作成し、EPA、ステークホルダーのレビューを受けて決定する。

3) 実証試験の実施

ETVテクノロジーセンターが対象技術を公募し、実証試験を実施する。

4) 実証レポートの作成、公開

ETVテクノロジーセンターがドラフトを作成し、EPA、ステークホルダーのレビューを受けてレポートが完成する。EPAが実証レポートをホームページ上で公開する。

(4) その他

商業化されている技術又は商業化の準備ができている技術を対象としている。

実証を受けることは義務ではない。

ETVパイロットプログラム期間中の、1技術当たりの実証に要する期間、費用については、16ヶ月、9万5千ドル(いずれも中央値)となっている。費用負担については、明文化されたルールは無い。ETVプログラムの開始当初はEPAがほとんどの経費を負担していたが、徐々に技術の販売者や他機関の負担を増やし、EPAの負担を減らす方向である。EPAのETV予算は1998年には約1千万ドルであったが、1999年には約6百万ドル、2002年には約300万ドルとなっており、徐々に削減されてきている。一方で、技術の販売者からの資金提供は、1998年には、約18万ドルであったが、2002年には、約75万ドルまで増加してきている。

2. 韓国のETVプログラムの概要

(1) 目的

ETVプログラムは、各種の環境技術を普及させるため、環境技術の性能を第三者機関が実証し、その結果を提供するもの
実証試験を伴う「Verification」のみならず、新しい又は改良された技術であり、既存技術と比較して性能が向上し、実地での適用可能性、安全性、規制との適合性などに優れた技術を、「新環境技術」として「指定 (Designation)」する制度も存在する。この「新環境技術の指定」は、実証試験後にその結果に基づく評価を行った上で指定を行う場合と、申請者から提出された書類審査のみで指定を行う場合の2つのケースがある。

(2) 経緯

1998年1月に開始

2000年2月には、「環境技術開発・支援法 (Environmental Technology Development and Support Act)」において、ETVの根拠規定が定められている。ETVの成果として、これまでに48の技術が実証され、18の技術が新技術の指定を受けており、全体で66技術が評価を受けている。内訳としては、水(下水、飲料水など)処理技術が41技術、焼却炉が7技術、堆肥化技術が7技術、大気環境技術が7技術、埋立処理技術が4技術となっており、水処理技術が大半を占めている。

(3) 実証方法

韓国政府環境部、環境管理公団 (Environmental Management Corporation、(EMC))、7つの試験機関 (環境管理公団、他省庁傘下の研究機関など) が実施している。

技術実証の大まかな流れは以下のとおり。

1) 実証の申請

技術の開発者による、申請書(技術の概要、実証対象項目、実証試験の範囲など)の環境部への提出

2) 登録

環境管理公団による申請書の検討、実証プロトコル、実証体制を定めた計画の作成、これらの環境技術実証委員会による検討

3) 試験実施

試験機関による試験実施、技術運用条件等のデータの確認、結果の分析など

4) 全体評価

環境技術実証委員会による実証レポートの検討

5) 結果の公表

環境部が、実証結果を記載したファクトシート、新環境技術の認定証を発行し、官報での公表を行う。

(4) その他

環境技術実証委員会のメンバーとして、政府職員、大学、研究機関の研究

者など600人程度の有識者がプールされており、その中から、対象技術毎に10～20人程度が選ばれ、実証委員会を構成する。

ETVで実証された技術は、公共施設への環境技術導入に関する事前評価においてボーナスポイントを得られるため、公共施設で優先的に利用されることとなっている。ETVで評価・実証された技術の実地への応用例は、2001年までに192件となっている。

技術の販売者が新技術の指定を受けるために支払う費用は2百万ウォン、技術実証を受けるために支払う費用は2百万ウォンプラス実証試験に要する費用となっている。